

福岡県公安委員会活動状況

＜定例会の主な議題及び要旨＞

平成29年3月23日（木）

【報告事項】

1 子どもと女性を性犯罪等の被害から守る広報啓発推進月間の実施について

（生活安全部）

警察本部から「進学や就職等により生活環境が変化する4月を推進月間と定めて、重点的な広報啓発活動を展開し、子どもや女性の防犯知識の向上を図り、性犯罪の抑止を推進する。期間中は、県内への転入者に対する広報啓発活動、被害者層に着目した防犯教育及び被害多発場所等に着目した広報啓発活動を推進することとしている。」旨の報告があった。

公安委員から「福岡県警の防犯アプリ「みまもっち」は良くできている。大学の新入生など若い人達にアプリを実際に見せて、こういうものだと分かってもらえれば、利用者も増えていくのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「委員御指摘のとおり、学生防犯ボランティアに協力を依頼することとしており、若い女性の方から語りかけてもらうことで、より親近感が湧くのではないかと考えている。また、同防犯アプリは、利用者の現在地付近の犯罪情勢が分かることが一番のセールスポイントであり、使い勝手のよさなども併せて情報発信しながら、新しく福岡県内に転入してきた方を重点に普及促進に努めたい。」旨の説明があった。

公安委員から「学生などの若い世代の人達が「みまもっち」を拡散してくれていると思う。このような主な被害者層となる年代の関心を高め、自己防衛意識を醸成していくことが大切であり、そのためにも、協力してくれている学生ボランティアの激励を考えていかなければならないと思う。また、以前、駅に防犯ブザーを置く取組があったが、新たな施策が出てくると、以前の取組が消えてしまったように感じる。一つ一つ効果を検証し、施策の関連性や継続性を考えていくべきだと思う。」「携帯電話の販売店に、防犯アプリ「みまもっち」を勧めてもらうようお願いすることも検討していただきたい。」旨の発言があった。

2 巡回連絡特別推進月間の実施について

（地域部）

警察本部から「4月1日から4月30日までの1か月間を巡回連絡特別推進月間と定めて、未把握・未面接世帯等を解消し、併せて犯罪・事故等の被害防止のための防犯指導を効果的に推進する。また、若手警察職員の巡回連絡技能の向上を図るため、指導員による同行指導等を行うこととしている。」旨の報告があった。

公安委員から「オートロック式マンションの場合は、訪問して面談するのは現実として難しいのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「エントランスで一軒毎に了解を取って実施している。」旨の説明があった。

公安委員から「本件は、昨年の全国公安委員会連絡会議でも話題になった重要なテーマである。地域警察は、地域住民との最も重要な接点であり、世代や警察署ごとの環境の違いなどもあることから、若手警察官の教育と関連させて取り組む必要があると思う。また、過去、他県では、巡回連絡に絡む非違事案も発生している。女性の一人住まいや独居老人宅への訪問など、警察官は、非常にプライベートなスペースまで入り込んで仕事をしなければならないということをよく認識させる必要がある。そのためにも教養が必要であり、地域で出てくる色々なシチュエーションを十分取り入れてやっていた

だきたい。」旨の発言があり、警察本部から「現在、ロールプレイング方式の教養を行っており、住民と接する状況としては、職務質問や救急法などのテーマ毎の訓練も行っている。児童虐待の疑いがある場合などは、拒否されたから引き下がるということではいけないので、確実に対面させるようにしている。場面設定した巡回連絡の教養方法については、今後も考えていく。」旨の説明があった。

公安委員から「対面するというのは非常に重要であり、防犯上も効果があることだと思うので、対面による巡回連絡は是非進めていただきたい。」旨の発言があった。

3 春の交通安全県民運動に伴う警察活動の強化について

(交通部)

警察本部から「平成29年4月6日から4月15日までの10日間、春の交通安全県民運動を実施する。運動の基本は、子供と高齢者の交通事故防止、運動の重点は、飲酒運転の撲滅、歩行中・自転車乗用中の交通事故防止及び後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底としている。期間中は、各警察署において交通安全教室や街頭キャンペーン等に取り組むこととしている。」旨の報告があった。

【その他の報告事項】

1 五代目工藤會傘下組織組員の判決について

(暴力団対策部)

警察本部から「昨日、一連の工藤會関連事件の中で、先行して公判が行われていた元工藤會傘下組織組員に対し、懲役18年8月に処す旨の判決言い渡し福岡地裁で行われた。同人は、平成24年4月に発生した元福岡県警警部に係る組織犯罪処罰法違反、同年8月に発生した堺町における非現住建造物等放火事件、平成26年5月に発生した歯科医師被害に係る組織的殺人未遂事件及びその関連事件の計5件で有罪となっている。判決は、2つの事件について工藤會総裁以下の共謀を認定し、組織の指揮命令に従って実行した組織的かつ計画的な犯行としている。工藤會関連事件の公判は、現在も続いていることから、県警察は、今後も公判対策及び関係者の保護対策等に万全を期し、工藤會対策を力強く推進していく。」旨の報告があった。